

秋田県森林病虫害等防除事業実施要領

森林病虫害等を駆除し、及びそのまん延を防止するため実施する事業については、森林病虫害等防除法（昭和25年法律53号。以下「防除法」という。）及びその他の法令並びに秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）及び秋田県林業関係補助金等交付要綱（昭和39年制定）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第1 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業の種類及びその内容と対象経費等については次のとおりとする。

1 松くい虫防除対策事業

(1) 松くい虫防除対策事業の対象とする松くい虫は、防除法第2項第1項第1号の松くい虫（以下「松くい虫」という。）とする。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費	
薬 劑 散 布	特別防除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	地上散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について動力噴霧機等を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	無人ヘリコプター散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について無人ヘリコプターを利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	スプリンクラー散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木についてスプリンクラーを利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び事業雑費
駆 除	特別伐倒 駆除 (全木焼却)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）	伐倒費、焼却費（必要な搬出費、運搬費を含む。）及び事業雑費
	特別伐倒 駆除 (破碎)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び破碎	伐倒費、破碎費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、枝条等の焼却費又は破碎費、事業雑費
	伐倒駆除 (くん蒸)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸	伐倒費、薬剤費、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）及び事業雑費
	伐倒駆除 (薬剤散布)	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、薬剤の散布又ははく皮・松くい虫及び付着している枝条及び樹皮の焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費（必要な搬出費を含む。）又ははく皮・集積・焼却費、事業雑費
	補完伐倒 駆除	松くい虫の付着しているおそれのある樹木（枯死木に限る。）の伐倒及び薬剤の散布	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	伐採跡地	松くい虫が付着し、又は付着するお	薬剤費、薬剤散布費又はくん蒸

駆除	駆除	それがあある伐採跡地の枝条及び根株に対する薬剤の散布又は当該根株のはく皮若しくは松くい虫及びその付着している枝条・樹皮等の焼却	費又ははく費・集積・焼却費、事業雑費
	伐採木等駆除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれがあある伐採木等に対する薬剤の散布又は当該伐採木等に対する薬剤によるくん蒸又ははく皮若しくは松くい虫及びその付着している枝条・樹皮等の焼却	薬剤費、薬剤散布費又はくん蒸費又ははく費・集積・焼却費、事業雑費
	枯損幼齡木駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている幼齡小徑木の伐倒及び当該小徑木に対する薬剤の散布又は焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費又は集積・焼却費、事業雑費
樹幹注入	松くい虫が運ぶ線虫類による枯死予防のために行う松の生立木へ薬剤の注入	薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	
防除に関する事務	松くい虫防除対策事業の実施に必要な調査、計画の樹立、指導、監督、検査及び防除の効率的な推進に必要な事務	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	
薬剤防除自然環境影響調査	別に定める薬剤防除自然環境等影響調査要領による	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	

2 政令指定病害虫等防除事業

(1) 政令指定病害虫等防除事業の対象とする森林病害虫等は、防除法第2条第1項第3号の森林病害虫等（以下「政令指定病害虫等」という。）とする。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費	
その他松くい虫	その他松くい虫（くん蒸）	その他松くい虫の付着により枯死、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸	伐倒費、薬剤費、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）及び事業雑費
	その他松くい虫（薬剤散布）	その他松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、薬剤の散布又ははく皮・松くい虫及び付着している枝条及び樹皮の焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費（必要な搬出費を含む。）又ははく皮・集積・焼却費、事業雑費
	その他松くい虫（薬剤防除）	その他松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
食葉性害	松毛虫駆除（薬剤防除）	松毛虫に対する薬剤の散布（くん煙による駆除を適当とする場合のくん煙剤を含む。）	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	まいまいが	まいまいがに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費

虫	駆除 (薬剤防除)		業雑費
	たまばえ類駆除 (薬剤防除)	まつばのたまばえ及びすぎたまばえに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
	すぎはだに駆除 (薬剤防除)	すぎはだにに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費
ナ ラ 類 等 せ ん 孔 性 害 虫	カシノナガ キクイムシ 駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死に貧している樹木の薬剤によるくん蒸、焼却、破碎及び誘引捕殺	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）及び事業雑費、賃金及び資材費
	カシノナガ キクイムシ 防除	カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれのある樹木への粘着剤の塗布等、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入	賃金、資材費、需用費及び備品購入費
	カシノナガ キクイムシ 被害防止対策	航空機等を利用して行うカシノナガキクイムシ被害木の探査	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	防除に関する 事務	政令指定病虫害等防除事業の実施に必要な調査、計画の樹立、指導、監督、検査及び防除の効率的な推進に必要な事務	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費

3 保全松林健全化整備事業

(1) 森林環境保全整備事業実施要領第1の4の(2)のアの(ア)の保全松林健全化整備事業による衛生伐をいう。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費
衛生伐	松くい虫被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、破碎、焼却、薬剤によるくん蒸及び作業路の開設	伐倒費、破碎費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、焼却費（必要な搬出費、運搬費を含む。）、くん蒸費（集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。）、作業路の開設に要する経費及び事業雑費

4 樹種転換実施事業

(1) 松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号）第2の1の(3)の樹種転換実施事業をいう。

(2) 事業の内容及び対象経費

区分	事業の内容	対策経費
人工造林 森林環境保全整備事業実施要領第1の4の(2)のアの(イ)の松林保護樹林帯造成による人工造林	前生樹(松)の除去、植栽及び作業路の開設	伐倒費（集積費及び必要な搬出費を含む。）、植栽費（地拵え費、苗木代、仮植費、苗木運搬費、植付け費）、作業路の開設に要する経費及び事業雑費
生立木除去	不要木(松)	伐倒費（集積費及び必要な

森林環境保全整備事業実施要領第1の4の(2)のアのイの松林保護樹林帯造成による複層林改良	の除去及び作業路の開設	搬出費を含む。)、作業路の開設に要する経費及び事業雑費
森林づくり交付金事業実施要領の別表1の2の表政策目標の欄森林資源の保護の項メニューの欄の1の(2)の⑥の生立木除去		

(3) 各事業の要領等、また生立木除去については別に定める「生立木除去事業実施要領」(平成18年制定)にも従い実施するものとする。

5 松林保護運動促進対策事業

(1) 事業の内容及び対象経費

区 分	事 業 の 内 容	対策経費
地域保全体制の整備・強化	地域住民等による自主的な松林の保全活動を推進するため、自主活動組織の育成、イベントの開催、松林の保全管理に必要な管理用具等の配備、住民モニターによる被害監視	共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費

6 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業

(1) 事業の内容及び対象経費

区 分	事 業 の 内 容	対象経費
貸付用防除機具等の整備	移動式チップパー・移動式炭化炉・簡易チェンソー等の被害木等を搬出処理するための機具、薬剤散布のための動力噴霧器及びこれらに付帯する機具等の整備	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費及び事業雑費
調査用機材の整備	被害木の探査及び特別防除に係る各種調査に必要な機材の整備	
研修会等の開催	防除活動の推進に資する人材養成のための研修会等の開催	
被害情報の収集・提供	被害情報、技術情報の収集・提供	

7 駆除命令

防除法第5条第1項から第3項の規定に基づく駆除命令は、別に定める「森林病虫害等防除事業駆除命令実施要領」(昭和57年制定)により実施することとし、駆除措置を行った者に対する損失補償は、別に定める「秋田県森林病虫害等防除事業損失補償金交付要綱」(昭和57年制定)によるものとする。

8 標準単価

農林水産部長(以下「部長」という。)は、毎年度森林病虫害等防除事業の種類毎に必要なに応じて標準単価を作成し、地域振興局長(以下「局長」という。)に通知するものとする。

第2 事業の実施主体

県、市町村、森林組合及び森林若しくは樹木の所有者又は管理者(防除法第3条第

1 項第 3 号から 6 号に規定する指定種苗及び伐採木等の所有者又は管理者を含む。)並びに県、市町村及び森林組合以外の者で知事が適当と認めたものとする。

第 3 被害の監視

松くい虫被害を防止するため、森林害虫防除員は必要に応じて移動中の丸太の検査、貯木場、製材工場、チップ工場等のほか、木材集積場所への立入検査を行うものとする。

第 4 被害調査

1 松くい虫被害調査

松くい虫防除対策事業等に係る調査は、別に定める「松くい虫被害状況調査要領」(昭和58年制定)に基づき行うものとする。

2 その他被害状況調査

(1) 次の場合には、県営林については局長が、それ以外については市町村長が被害状況を調査するものとする。

ア 松くい虫被害について、被害状況から、広範囲の松林に重大な損害を与えるおそれがある場合

イ 政令指定病害虫(カシノナガキクイムシ、松毛虫、まつばのたまばえ、すぎたまばえ、まいまいが、すぎはだに、くりたまばち、のねずみ、からまつ先枯病菌)の被害が発見された場合。

ウ 松くい虫及び政令指定病害虫以外の森林病害虫等であっても、被害状況から、広範囲の森林に重大な損害を与えるおそれがある場合

(2) 市町村長は、(1)の調査結果を、森林病害虫等被害状況報告書(様式第1号)により、局長に報告するものとする。

(3) 局長は、(1)の調査結果又は(2)による報告に基づき、森林病害虫等被害調査報告書(様式第2号)を、部長に報告するものとする。

第 5 発生予察調査

1 事業の内容

発生予察事業の内容は、松くい虫、まつばのたまばえ、のねずみについて、その発生予察に必要な次に掲げる調査とする。

(1) 発生の推移、環境条件等を定期的に測定する調査。

(2) 被害発生程度、被害区域等を判定する調査。

2 実施の方法

調査は、別に定める「森林病害虫等発生予察事業実施要領」(昭和58年制定)により実施するものとする。

3 予察結果の処理

予察結果は、森林病害虫等防除事業の実施にあたって、防除区域及び防除時期の決定に資するものとする。

第6 補助事業の実施

1 事務手続き

- (1) 市町村長は、被害調査に基づき事業計画書（様式第3号）をすみやかに局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、(1)の市町村長からの事業計画及び県営林の事業計画を検討し、市町村の事業計画について適当と認められるときは市町村長に内示するものとする。
- (3) 局長は、市町村補助事業及び県直営事業の実施状況を、適宜、実施状況報告書（様式第4号）に取りまとめ、部長に報告するものとする。
- (4) 局長は、市町村長から提出された森林病虫害等防除活動支援体制整備促進事業計画書などについて、その内容を検討して必要に応じて部長に副申するものとする。
- (5) 部長は(4)の計画書の提出があった場合には内容を検討し、適当と認められるときは事業の実行を局長に通知するものとする。
- (6) 局長は(5)の部長からの通知をうけて市町村長に内示するものとする。
- (7) 補助金の申請等は別に定める補助金交付要綱に基づき実施するものとする。
- (8) 事業の着手は、原則として補助金交付指令（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した指令前着手届（様式第5号）をあらかじめ局長あてに提出するものとする。

第7 委託事業の実施

県において事業を委託するときは、別に定める「森林病虫害等防除事業委託要領」（昭和58年制定）により実施するものとする。

第8 実施基準等

1 薬剤の使用

(1) 農薬選定上の留意事項

ア 薬剤は「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）第2条による登録を受けている農薬とする。なお、薬剤の散布（特別防除、地上散布、無人ヘリ散布等）及び薬剤によるくん蒸（伐倒駆除）にあつては、人畜毒性が普通物でかつ魚毒性がA類又はB類に属する農薬を使用するものとする。なお、補助対象とする農薬の種類等については、毎年度定める「松くい虫防除対策事業標準単価表」に示す。

イ 住宅地等が周辺にある場合は、環境負荷が小さい（単位面積あたりの有効成分総使用量が少ない）農薬を使用する。また、住宅地等が周辺にない場合であっても、環境負荷が小さい農薬を中心に使用する。

ウ 農作物耕作地が周辺にある場合は、県の「農作物病虫害・雑草防除基準」で周辺農作物にも登録がある農薬（有効成分が同じもの）で、万一周辺農作物に飛散した場合の残留による影響が少ない農薬（食品衛生法に基づく残留農薬基準値と散布濃度・量を照らし合わせて判断）を使用する。

エ 養蜂が周辺で行われている場合は、ミツバチへの影響が少ない農薬を使用する。

(2) 安全使用について

農薬の使用に当たっては、農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法第12条第1項による「農薬を使用する者が遵守すべき基準」、県の「農作物病虫害・雑草防除基準」を遵守するとともに、別紙1の「秋田県農薬安全使用基準（森林病虫害）」に従うものとする。

2 特別防除

松くい虫防除対策事業の特別防除は、防除法第7条の3第1項に基づく「秋田県防除実施基準」及び「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）6の（4）の別紙2「特別防除の実施に関する運用基準」によるものとし、また、県の航空防除推進要領に基づく航空防除安全対策に従い危・被害防止に万全を期すこと。

3 地上散布

松くい虫防除対策事業の地上散布は、別紙2の「秋田県地上散布実施基準（松くい虫）」によるものとする。

4 無人ヘリコプター散布

松くい虫防除対策事業の無人ヘリコプター散布は、別紙3の「秋田県無人ヘリコプター散布実施基準（松くい虫）」によるものとする。

5 伐倒駆除

松くい虫防除対策事業の駆除は、別紙4の「秋田県伐倒駆除実施基準」によるものとする。

6 カシノナガキクイムシ駆除及び防除

政令指定病害虫等防除事業のカシノナガキクイムシ駆除及び防除は、別紙5の「秋田県カシノナガキクイムシ駆除及び防除実施基準」によるものとする。

第9 検査

1 竣工検査

局長は、秋田県財務規則第255条の規定による事業実績報告書及び委託事業の完成届けの提出があったときは、速やかに検査員（検査員は森林病害虫等防除法に基づく森林害虫防除員）の検査を行わせるものとする。

2 検査事項

検査は、事業の趣旨に基づき防除方法の適否、事業量、防除効果、関係書類等について次により行うものとする。

（1）書類検査

ア 実績報告の防除費が事業別に定めた経費の内容に該当しており、かつ、算定が適正であるかどうかを確認する。

イ 事業施行地の地籍について森林簿等と照合するほか、必要ある場合は土地所有者から聴取のうえ確認する。

（2）現地調査

ア 面積検査の方法

（ア）面積は防除面積とし、実測によるものとする。

ただし、計画図等が整備されていて、それによることが適当と認められる場合は現地と照合して確認する。

（イ）防除した根株又は被害木が点在していて、その面積の実測が困難な場合には次式により面積を算出することができる。

算式 = 林分面積 × 駆除した被害木等の本数 / 駆除前の林分立木本数

イ 材積検査の方法

原則として、被害木毎に現地調査を実施するものとする。

ただし、関係書類で完成が確認できる場合は、無作法抽出により現地調査することとする。

(ア) 松くい虫の特別伐倒駆除、伐倒駆除、その他松くい虫駆除及び補完伐倒駆除の材質は、幹と枝をあわせた総材積とし、立木材積の1.2倍とする。

(イ) 伐採木等駆除にあつては、実材積とする。

ウ 数量の単位

数量の単位は、面積についてはha、材質については m^3 とする。

数量の単位以下の端数の取扱いについては、単位以下第3位まで算出し、その計において四捨五入して第2位にとどめるものとする。

エ 特別防除等で事業完了後において、事業実施の確認のできないものは、事業実施時に現地検査を行うものとする。

(3) 完成歩合と是正

完成歩合の査定は、所定の駆除の措置が行われた場合を基準とし、駆除効果に重点をおいて行うものとする。

ただし、著しく駆除方法が劣っており、まん延防止のうで不相当と認められるときは、是正の措置を行わせうで再度査定するものとする。

ア 松くい虫防除対策事業において、伐倒焼却を駆除内容とするものにあつては、樹幹及び枝条等の集積焼却状況について詳細に査定を行うものとする。

イ 薬剤散布が内容となっているものについては、別に定めている防除基準により使用薬剤の種類及び数量を査定するものとする。

ウ 動物被害防除検査の方法

のうさぎの場合は、防除施行地毎に防除面積の10%程度の検査対象地を選定し、当該検査対象地におけるわな等の設置数及び設置箇所が捕獲に効果的であるかどうかを確認し、完成歩合を認定するものとする。

(4) 検査の証

松くい虫若しくはその他松くい虫（防除法第2条第1項第1号の松くい虫以外の松くい虫をいう。以下同じ。）又はからまつ先枯病の伐倒駆除、松くい虫伐採跡地駆除及び松くい虫枯損幼齢木駆除の完成検査をしたときは、根株等に検査済みであることを表示するものとする。

ただし、表示すべき根株が集団になっている場合には、その周辺の根株にのみ表示すれば足りるものとする。

3 補助対象経費の算定

(1) 査定経費

査定経費は、完成数量に第1の1の(2)に規定する事業別の標準単価を乗じて求めた額の範囲とし、実際の事業費が査定経費を下回った場合はその実行経費とする。

(2) 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に定める補助率を乗じた額とする。

ただし、補助金の交付額は円単位とし、円以下の端数はすべて切り捨てるものとする。

4 検査報告

検査員は、検査結果を森林病虫害等防除事業検査報告書（様式第6号）にとりまとめ、局長に報告するものとする。

第10 計画樹立

1 知事は、防除法第7条の3第1項に基づく「秋田県防除実施基準」、同法第7条の5第1項に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域、同法第7条の6第1項に基づく「秋田県樹種転換促進指針」、同法7条の9第1項に基づく「秋田県地区防除指針」（以下これらを総称して「県が定める基準等」という。）を策定又は変更するものとする。

また、知事は県が定める基準等の計画案又は変更案を策定して秋田県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くものとする。

2 松くい虫被害対策地区実施計画（以下「地区実施計画」という。）（様式第7号）

(1) 県が定める基準等の通知を受けた市町村長は、必要と認めるときは、県が定める基準等に即して、地区実施計画案又は変更案を作成し、局長に提出するものとする。局長はその内容を検討し、部長に副申するものとする。

(2) 部長は、当該地区実施計画案又は変更案が次の要件をすべて満たしていると認めるときは承認するとともに、当該市町村長及び局長に通知する。

ア 薬剤による防除に関する事項にあつては「秋田県防除実施基準」に即したものであること。

イ 樹種転換に関する事項にあつては「秋田県樹種転換促進指針」に即したものであること。

ウ 「秋田県地区防除指針」に即したものであること。

3 松くい虫被害対策事業推進計画（以下「事業推進計画」という。）

知事は、対策対象松林において行う松くい虫被害対策の総合的かつ計画的な推進のため、平成19年度から23年度までの5ヶ年間の計画期間とする事業推進計画を策定するものとする。

なお、被害の発生状況その他の情勢の変化により必要が生じたときは、事業推進計画を変更するものとする。

4 松くい虫被害対策自主事業計画（以下「自主事業計画」という。）（様式第8号）

(1) 事業推進計画の策定の通知を受けた市町村長は、松くい虫被害対策に関する事項について、平成19年度から23年度までの5ヶ年間の計画期間とする自主事業計画案を作成し、局長に提出するものとする。局長はその内容を検討し、部長に副申するものとする。

(2) 部長は、当該自主事業計画案が次に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは承認するとともに、当該市町村長及び局長に通知する。

ア 県が定める基準、地区実施計画及び事業推進計画の内容に照らして適当であること。

イ 自主事業計画の内容が、法令・通達等に適合するものであること。

ウ 実施地域の被害状況からみて、事業の趣旨に応じた事業量が計画され、かつ、実行可能なものであること。

エ 事業の成果が総合的に発揮されるよう配慮されたものであること。

(3) 市町村長は、当該市町村に係る事業推進計画の変更又は被害の発生状況その他の情勢の変化により必要が生じたときは、自主事業計画を変更するものとする。

この場合の手続きは(1)、(2)の手続きを準用する。

5 連絡協議会の設置

(1) 森林病虫害等の防除を適正かつ円滑に実施するため、別に定める「秋田県森林病虫害等防除連絡協議会設置要領」(平成19年制定)に基づき、県農林水産部に秋田県森林病虫害等防除連絡協議会を設置し、関係地域振興局農林部に秋田県森林病虫害等防除地域連絡協議会を設置するものとする。

(2) 部長は、高度公益機能森林等の区域の指定又は変更等にあたっては、秋田県森林病虫害等防除連絡協議会を開催し、意見を徴するものとする。

附 則

(施行期日) この要領は昭和58年2月7日から施行する。

平成 3年3月14日 一部改正

平成10年7月 9日 一部改正

平成16年7月30日 一部改正

平成18年6月 2日 一部改正

平成19年2月23日 一部改正

平成19年3月13日 一部改正

平成19年5月25日 一部改正

平成19年11月9日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正

平成22年6月 8日 一部改正

平成22年9月27日 一部改正

平成24年4月25日 最終改正

別紙1

秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）

第1 趣旨

森林病害虫等防除事業における農薬の安全使用と防除効果の発揮を図るため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法等関係法令のほか、国の定める農薬を使用する者が遵守すべき基準（以下「農薬使用基準」という。）及び県の「農作物病害虫・雑草防除基準」に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

第2 安全使用のための留意事項

1 関係法令等の遵守

- (1) 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法及び食品衛生法等の関係法令の規定を遵守すること。

特に、平成18年5月29日に改正された食品衛生法により、残留農薬基準を超えた食品は原則として流通が禁止されるので、飛散による影響について十分留意すること。

- (2) 農薬使用基準は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法に基づく農林水産省令・環境省令をもって、次の事項について定められており、農薬使用者はこの基準に遵守しなければならない。

ア 農薬使用者の責務，イ 表示事項の遵守，ウ くん蒸による農薬の使用，エ 航空機を用いた農薬の使用，オ ゴルフ場における農薬の使用，カ 住宅地等における農薬使用，キ 水田における農薬の使用，ク 被覆を要する農薬の使用，ケ 帳簿の記載

- (3) 県の農作物病害虫・雑草防除基準を遵守すること。

2 危・被害防止対策

- (1) 農薬散布前の注意事項

ア 農薬のラベルや説明書には、農薬取締法によって義務付けられた次の注意事項が記載されているので、この表示事項を遵守すること。

- (ア) 適用病害虫と使用方法

対象とする植物名や病害虫、希釈濃度（使用量）について

- (イ) 効果薬害等の注意

混用に関する注意、効果の程度、作物の生育状態に関する注意、散布時期に関する注意などについて

- (ウ) 安全使用上の注意

散布する人に関する注意、環境に関する注意、水産動物に関する注意、保管に関する注意、万一の場合の解毒法などについて

イ 事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。

ウ 使用された農薬により、生活環境や自然環境に影響が生じないように散布地域及び周辺地域の実情を十分確認し、あらかじめ付近の住民等関係者に連絡し周知徹底を図ることとする。

- (2) 農薬散布時の注意事項

ア 農薬の調整又は散布を行うときは、作業に必要なマスク、ゴム手袋、保護メガネ、長ズボン、長袖の上着などの作業着、ゴム長靴及び帽子等を着用し、かつ、農薬の取扱を慎重に行うこと。

イ 薬液が漏出した場合は、オガクズ、土砂、パーミキュライト等の吸収材で直ちに吸着させ、残りは洗剤と水でよく洗浄する。使用した吸収材、洗浄水は全て密閉で

きる容器に回収する。

回収物は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託する等により適正に処理すること。

(3) 農薬散布後の注意事項

ア 使用残りの希釈済み薬剤、使用した防除器具の洗浄水は河川等に流さないこと。

イ 使用後の空容器の処理は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に委託する等により適正に処理すること。

ウ 農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類、使用量及び希釈倍数等について、防除の記録を付けること。

(4) 農薬の購入及び保管管理

ア 農薬は農薬販売業の届出業者から購入すること。

イ 農薬は安全な場所に施錠して保管する等、農薬の保管管理には十分注意すること。

(5) 付近の住民等に対する危・被害防止

公共施設内の樹木、街路樹並びに住宅地に近接する森林において農薬を使用する場合は、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）を遵守し、特に、次の事項に留意すること。

ア 散布は、無風や風の弱い時間帯など影響が少ないときに行い、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

イ 事前に周辺住民に対して農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における散布では、散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に人が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。

(6) 農薬の飛散による周辺農作物への影響防止

農薬散布を行う場合、農薬が飛散し、周辺で栽培されている食用農作物が残留農薬基準を超えたり、有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の、周辺農作物への損害が生じないように必要な措置を講じること。

ア 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法等について連絡し、必要に応じて危・被害防止措置を講ずること。

イ 散布は、無風や風の弱い時間帯など影響が少ないときに行い、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

ウ 周辺農作物に農薬を飛散させた場合は、栽培者に速やかに連絡するとともに、関係指導機関等に相談すること。

(7) みつばちに対する危・被害防止

ア みつばちの行動半径は、養蜂経済上通常2 km程度とされており、また、蜜源がない場合には6 km程度は飛翔するとされていることから、被害防止措置を講ずる上で、これらのことを勘案するものとする。

イ みつばちに影響がおよぶおそれがある場合には、養蜂業を営む者と協議し、危・被害発生のないようとり進めること。

(8) 事故発生時の措置について

万一、農薬使用に伴う事故、盗難等が発生した場合は、直ぐに関係機関（保健所、警察署、消防機関を含む）に報告すること。

別紙2

秋田県地上散布実施基準（松くい虫）

第1 趣旨

森林病虫害等防除事業の地上散布について、その円滑な実施と薬剤の安全使用を図るため必要な事項を定める。

第2 留意事項

1 散布区域

- (1) 地上散布実施予定地の調査を行い、住宅や農地等、危被害のおそれのあるものの有無等を把握すること。
- (2) 松くい虫防除対策事業における散布区域は、高度公益機能森林及び地区保全森林に指定された区域とする。

2 散布時期

- (1) 散布時期は、マツノマダラカミキリの発生予察調査等に基づき決定すること。
- (2) 風速（地上1.5mの位置）が3m/秒を超えるときは散布しないこと。
- (3) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときや、霧が発生しているときは散布を行わないこと。

3 散布方法

- (1) 農薬のラベル（農薬使用基準）に基づいた使用を行うこと。
- (2) 風向きを確認し、噴霧液を直接浴びないように、また、周囲に飛散しないよう、散布位置に気を付けて行うこと。
- (3) 散布は、樹冠に十分薬剤がかかるように行うこと。
- (4) 散布した日時、場所、農薬の量などを必ず記帳すること。

4 飛散防止対策

- (1) 緩衝帯を5m以上確保すること。また、周囲20m以内は飛散の可能性もあることを勘案して散布区域の検討、関係者への説明、散布の実施に当たること。
- (2) 風速・風向に注意すること。
- (3) 危被害のおそれのあるものの方向に向かっての散布は行わないこと。

秋田県無人ヘリコプター散布実施基準（松くい虫）

第1 趣旨

無人ヘリコプターによる松くい虫防除（以下「無人ヘリ防除」という。）については、「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第070131001号環境省水・大気環境局長通知）及び「松くい虫被害対策の実施について」によるほか、この実施基準によるものとする。

第2 無人ヘリ防除の実施基準及び事業計画の策定

1 無人ヘリ防除の実施基準

無人ヘリ防除を行うことができる森林に関する基準については、「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準」（平成15年9月26日付け農林水産大臣通知）の1を準用する。

さらに、散布区域周辺に「住宅、宿泊所その他家屋」及び「農作物の栽培地」がある場合については、原則としてこれらから200m以上の間隔を保持すること。（ただし、家屋等の居住者又は管理者、農作物の栽培者の同意又は要望があった場合を除く。）

2 事業計画の策定

無人ヘリ防除の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の实情に応じて、「秋田県森林病虫害等防除連絡協議会設置要領」（平成19年2月1日付け森-2274農林水産部長通知）に基づいて設置された秋田県森林病虫害等防除連絡協議会及び秋田県森林病虫害等防除地域連絡協議会（以下「連絡協議会等」という。）の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。

第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等

無人ヘリ防除の実施に当たっては、事業の実施規模、防除対象となる松林の立地条件等地域の实情に応じて、次に掲げるとおり連絡協議会等の開催、地域住民等への周知徹底、実施体制の整備及び関係機関への連絡等に努めるものとする。

1 連絡協議会等の開催

連絡協議会等の開催に当たっては、無人ヘリ防除の事業計画の概要（対象区域を明記した図面を含む。）、防除対象となる松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人ヘリ防除の必要性、薬剤の安全性、薬剤散布の際の被害防止措置、無人ヘリ防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人ヘリ防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

地域住民等関係者に対しては、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、薬剤散布の際の被害防止措置の実施内容及び無人ヘリ防除の実施に関する問い合わせ先等について周知徹底を図るものとする。

また、地域住民等関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、周知方法やその内容に関するマニュアルやチェックリストの作成等により適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 無人ヘリ防除の実施体制の整備

無人ヘリ防除の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、無人ヘリ防除の実施本部の設置及び現地における実行班の編成等実施体制を整備するものとする。

4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人ヘリ防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて農林水産技術センター等に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人ヘリ防除の実施が終了した場合にもこれら関係機関に速やかに連絡するものとする。

第4 意見等の反映

無人ヘリ防除の実施に関する問い合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し連絡協議会等に示すこととし、今後の無人ヘリ防除の円滑な実施に反映させるものとする。

また、無人ヘリ防除の実施に伴う地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知するなど情報提供がスムーズに行われるよう努め、情報提供があった場合には関係機関とも連携を図りつつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、提供された情報については、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、必要に応じてこれらを整理し連絡協議会等に示すことにより、今後の無人ヘリ防除の円滑な実施に反映させるものとする。

第5 被害発生時の対応等

無人ヘリ防除により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人ヘリ防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

第6 散布技術上の留意事項

1 散布飛行の方法及び散布の方法

無人ヘリ防除の実施に当たっては、無人ヘリコプター利用技術指導指針第6及び第7に定める散布飛行及び散布の方法を遵守して適正に行うよう努めるものとする。

2 操作要員及び機種等

無人ヘリコプターの操作要員の技術及び機種等の性能等は、無人ヘリコプター利用技術指導指針第9に基づき適正に取り扱うものとするが、特に、操作要員が高所飛行技術を要することに留意するものとする。

3 気象条件についての留意事項

(1) 風速

地上1.5メートルの位置における風速が3メートル/秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内であっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

(2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので

散布は行わないものとする。

(3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後又は散布後間もなく雨が予想される時は、散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

(4) 風速・風向を測定する場合には、測定器具の設置場所等に留意するとともに、散布時間中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

4 飛散防止対策

(1) 飛散による影響のおそれのある対象物に対して平行散布を行う。また、対象物へ向けた散布飛行は避け、どうしても対象物に向かって散布しなければならない場合は、風の状況に応じて数回、枕地をとって平行散布を行う。

(2) 散布を行いながら、前進散布からの機体の引き起こし、旋回を行わない。

(3) 散布時の風向や風の強さに応じて、散布基準の範囲内で散布飛行速度を抑えた低空散布を行う。

第7 その他実施上の留意事項

1 現地状況の把握・確認の徹底

無人ヘリ散布事業実施計画書（様式1号）、危被害対象物件及びその安全対策（様式2号）を作成するものとする。

2 農薬取締法等の遵守

無人ヘリ防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録の際の使用方法及び使用上の注意事項並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項に規定する基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。また、農薬の安全使用を図るため、散布作業構成員の中に秋田県農薬管理指導士等の農薬の安全使用に関する資格者を含めることとする。

3 薬剤等の管理

無人ヘリ防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な処理により廃棄するものとする。

4 安全教育の徹底等

無人ヘリ防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

秋田県伐倒駆除実施基準

第1 趣旨

松くい虫防除対策事業の特別伐倒駆除、伐倒駆除、その他松くい虫駆除及び補完伐倒駆除について、その円滑な推進を図るため必要な事項を定める。

第2 留意事項

1 伐倒・玉切り

- (1) 伐根は可能な限り低くすること。
- (2) 周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れのあるときは、適切な作業方法を検討して伐倒すること。
- (3) 玉切りは、破砕又は焼却する場合は搬出可能な適宜の長さとし、くん蒸する場合は1 m程度の長さとする。

2 破砕

- (1) 破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと
- (2) チップ工場等に運んで処理する場合、チップ工場等で破砕されて処理完了となるので注意すること。

3 くん蒸

- (1) 農薬取締法による定めに従い、薬剤の使用方法及び使用量を守って実施すること。
- (2) 被覆シートには、施工年月日、管理のために番号、施工者名を表示する。
また、公園など人の入れ込みが考えられる場所では農薬使用に関する注意事項も表示すること。

4 焼却

- (1) 松林内で焼却を行うとツチクラゲ病が発生するおそれがあるため、伐倒した被害木（枝条を含む。）は林外に搬出してから焼却すること。
- (2) 焼却を行う場合は、消防署及び関係機関等と充分連絡をとり、火災の防止に努めること。

秋田県カシノナガキクイムシ駆除及び防除実施基準

第1 趣旨

政令指定病害虫等防除事業（カシノナガキクイムシ駆除及び防除）の円滑な推進を図るため、必要な事項を定める。

第2 駆除

1 事業の実施

- (1) 春季の事業は、県が提示するカシノナガキクイムシの羽化脱出日までに終了しなければならない。
- (2) 駆除方法は、立木くん蒸処理を基本とし、森林公園・景勝地・道路そばなど景観が重視される区域については、伐倒・くん蒸処理（伐根部くん蒸処理を含む）、さらに搬出可能な場合は伐倒・焼却、破碎（伐根部くん蒸処理を含む）及び誘引捕殺するものとする。

2 伐倒処理

- (1) 伐倒処理については、別に定める「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。
- (2) 施工地外へ搬出できる伐採木は、事業年度内に伐採された当年度被害木の場合は、当年度内（春期の事業では5月末日まで）に処理されることが確実で、カシノナガキクイムシの感染源となる危険性のないものに限る。

3 焼却

- (1) 伐倒した被害木（枝条を含む）の焼却は、林外に搬出してから行うこと。
- (2) 焼却を行う場合は、事前から消防署及び関係機関等と十分連絡をとり、火災の防止に努めること。

4 薬剤注入

- (1) 樹幹（立木処理）及び伐根部のくん蒸処理に使用する薬剤は、標準単価に定めるものとする。
- (2) 薬剤注入については、別紙1「秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）」、および「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。

第3 殺菌剤の樹幹注入による防除

1 事業の実施

- (1) 殺菌剤の樹幹注入は、開葉期以降、樹液の流動する期間に実施しなければならない。
- (2) 既にカシノナガキクイムシ等の穿孔を受けている立木には樹幹注入しないこと。

2 薬剤注入

- (1) 使用する薬剤は、標準単価に定めるものとする。
- (2) 薬剤注入については、別紙1「秋田県農薬安全使用基準（森林病害虫）」、および「カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書」に基づき施工するものとする。

カシノナガキクイムシ駆除及び防除特記仕様書

駆除及び防除法別に次の事項に留意すること。

第1 駆除

1 伐倒焼却処理

※枯死木等を伐倒・玉切して、樹幹部は焼却処理、伐根部は薬剤注入処理する。

- (1) 伐点は、およそ地上30 cmとする。
- (2) 伐倒した樹幹部については、運搬しやすい長さに玉切りし、枝条も含め集積する。
なお、焼却を行う際には、消防署及び関係機関と十分連絡をとり、火災の防止に努めること。
- (3) 地上に残存する伐根部分については、ドリル（径10.5 mm）で概ね45度下方へ深さ45 mmの孔を、10 cm間隔で千鳥状にあける。この孔に、NCS原液を1孔あたり3 cc注入する。（別紙図1参照）
- (4) NCSくん蒸剤はガス化が著しいため、薬剤のラベルに記載のある注意事項を遵守し、作業時には、特に皮膚や目に薬剤が付着しないよう注意し、もし付着した場合は、すぐに水で洗い流せるよう、洗浄用の水をペットボトル等の容器に入れ、常時携帯するようにする。
- (5) 伐点を10 cm以下に出来る場合は、(3)の作業を省略することができる。

2 伐倒破碎処理

※枯死木等を伐倒・玉切して、樹幹部は破碎処理、伐根部は薬剤注入処理する。

- (1) 伐点は、およそ地上30 cmとする。
- (2) 伐倒した樹幹部については、運搬しやすい長さに玉切りし、枝条も含め集積する。
- (3) 伐採木の破碎寸法は厚さ10 mm以下とする。
- (4) 破碎処理の確認は、管理写真の他、破碎処理する機関が発行する証明書をもって行う。
- (5) 枝条の焼却を行う際には、消防署及び関係機関と十分連絡をとり、火災の防止に努めること。
- (6) 地上に残存する伐根部分については、ドリル（径10.5 mm）で概ね45度下方へ深さ45 mmの孔を、10 cm間隔で千鳥状にあける。この孔に、NCS原液を1孔あたり3 cc注入する。（別紙図1参照）
- (7) NCSくん蒸剤はガス化が著しいため、薬剤のラベルに記載のある注意事項を遵守し、作業時には、特に皮膚や目に薬剤が付着しないよう注意し、もし付着した場合は、すぐに水で洗い流せるよう、洗浄用の水をペットボトル等の容器に入れ、常時携帯するようにする。
- (8) 伐点を10 cm以下に出来る場合は、(6)の作業を省略することができる。

3 伐倒NCSくん蒸処理

※被害木を伐倒・玉切して、樹幹部は被覆NCSくん蒸、伐根部はドリル穿孔してNCS注入するか又は樹幹部と同時に被覆くん蒸するもの。

- (1) 伐点は、およそ地上30 cmとする。
- (2) 玉切りの長さは、1 m程度とする。
- (3) NCSのガスを材内部に確実に作用させるため、玉切りした後にチェーンソーで切り込みを入れる。切り込みの深さは、チェーンソーのバーがもぐる程度（5.5 cm程度）とする。（別紙図3参照）
- (4) 丸太の集積は、シート被覆内容積が1 m³（→NCS 1リットル、くん蒸シート4m*4mもの1枚使用）になるよう行う。枝条等は幹材の下に集積すること。
- (5) 被覆シートには、施工年月日、管理のための番号、施工者名を表示すること。
なお、公園など人の入れ込みが考えられる場所では農薬使用に関する注意事項も表示すること。
- (6) 地上に残存する伐根部分については、ドリル（径10.5 mm）で概ね45度下方へ深さ45 mmの孔を、10 cm間隔で千鳥状にあける。この孔に、NCS原液を1孔あたり3 cc注入する。（別紙図1参照）
- (7) NCSくん蒸剤はガス化が著しいため、薬剤のラベルに記載のある注意事項を遵守し、作業時には、特に皮膚や目に薬剤が付着しないよう注意し、もし付着した場合は、すぐに水で洗い流せるよう、洗浄用の水をペットボトル等の容器に入れ、常時携帯するようになる。
- (8) くん蒸期間は、14日間以上とする。
- (9) 伐根を樹幹部と一緒にシート被覆くん蒸する場合は、地上に残存する伐根部分に、チェーンソーで側面に6箇所、さらに木口面に井桁状の切り込み（深さ5.5 cm程度）を入れてからくん蒸する。（別紙図3参照）

4 立木NCS注入処理

※被害木を立木のまま、地上0～1.5 mの間の幹にドリル穿孔してNCS注入するもの。

- (1) 穿孔はドリル（径10.5 mm）で概ね45度下方へ深さ45 mmで行う。
- (2) 穿孔数は別表のとおりとする。
 - ①穿孔の配置は、地上0～1.5 mの間で垂直方向に13段を配置する。
 - ②1段目は円周方向に10 cm間隔で配置する。
 - ③2段目から11段目は、下の段から垂直方向に10 cm間隔とし、円周方向は千鳥配置となるよう10 cm間隔配置する。
 - ④12段目、13段目は、下の段から垂直方向に20 cm間隔とし、円周方向は千鳥配置となるよう10 cm間隔配置する。
- (3) 全ての孔に、NCS原液を1孔当たり3 cc注入する。（別紙図2参照）
- (4) NCSを注入ボトルに移して使用する場合は、屋外など風通しがよい場所で、ゴム手袋、防護めがね、マスクを着用し、誤溢しないよう注意すること。

第2 防除

1 殺菌剤の樹幹注入

※健全な立木の樹幹に殺菌剤を樹幹注入処理する。

- (1) 薬剤注入孔は、地上高20～30cm程度の位置の木の外周に、等間隔となるように配置する（別紙図4参照）。この際、腐朽部分には配置しないよう注意すること。
- (2) 立木1本当たりの薬剤注入孔数は「使用薬液量／200」とする。
- (3) 動力ドリルを使用し、(1)の位置に、概ね45度下方へ直径8～10mm程度、深さ30mm程度の薬剤注入孔をつくる（孔の直径は使用薬剤により異なるため、別紙図4参照）。
- (4) この注入孔に、薬剤容器の先端を差し込み、手で容器を圧迫し注入孔の空気を完全に押し出してから容器底部に目打ち孔をあけ、自然圧で薬液を注入する。
- (5) 注入が終了した孔は、癒合剤でふたをする等、雨水や雑菌が入らないように処理する。

第3 農薬の安全使用について

農薬の使用に当たっては、農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法第12条第1項による「農薬を使用する者が遵守すべき基準」を遵守すること。

第4 動力ドリルの貸付について

県の所有する動力ドリルの貸付を希望する場合は、別途「ナラ枯れ防除用機器貸付規程」に基づき、手続きすること。（2台まで貸付を受けることができます）

別紙

図1 地際伐採 [地上高0.00m~0.10m]
●: 薬剤注入孔(径10.5mm)

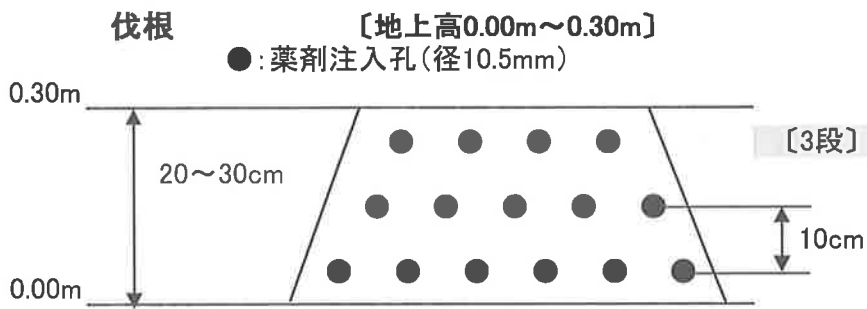
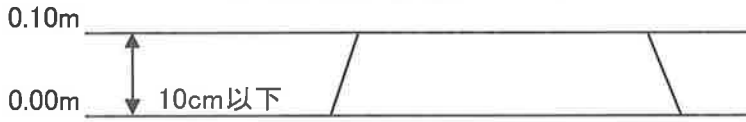


図2 樹幹 [地上高0.00m~1.50m]
●: 薬剤注入孔(径10.5mm)

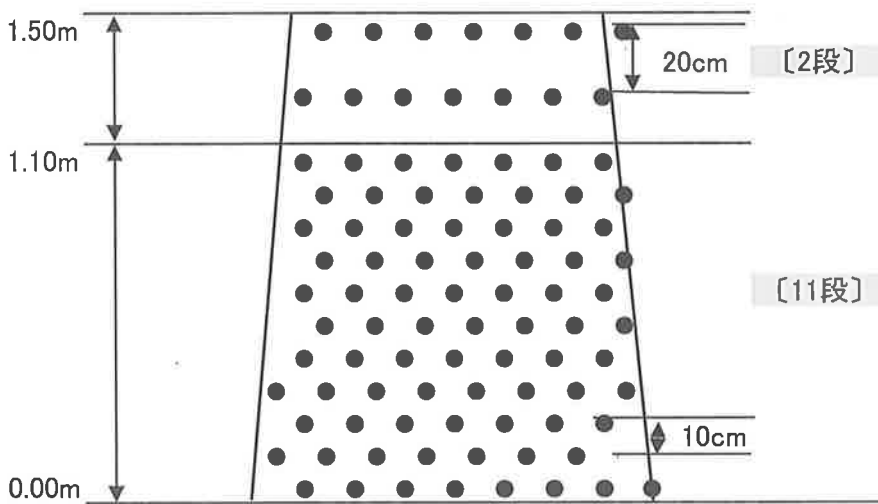


図3 丸太のノコ目入れ

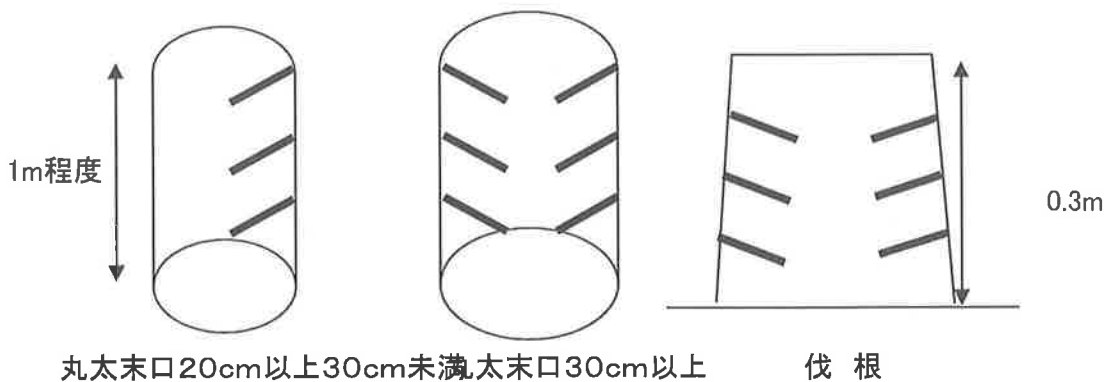
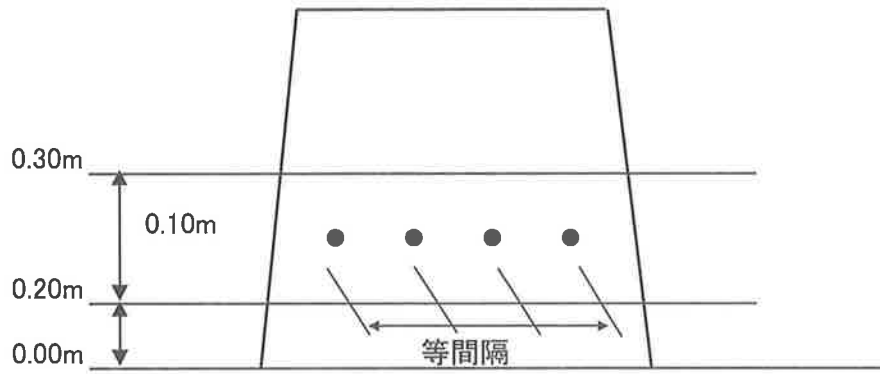


図4 樹幹 [地上高0.20m~0.30m]
●: 薬剤注入孔(径:ウツキングSP8mm程度、ケルセット10mm程度)



別 紙

ナラ枯れ防除用機器貸付規定

1 目 的

県は、ナラ枯れ防除の円滑な推進のため、防除用機器の貸付を行うものとする。

2 貸付機器の名称

背負式動力枝打機

3 貸付対象

(1) 貸付対象事業

- 1) 県及び市町村等によるナラ枯れ防除に関する事業
- 2) その他ナラ枯れ防除に必要と認められる事業

(2) 貸付対象者

- 1) 市町村
- 2) 県及び市町村等が発注する事業の受注業者
- 3) その他必要と認められる者

4 貸付手続き

- (1) 貸付を必要とする者は、物品借受申請書（別紙1）を知事に提出し、物品無償貸付契約書（別紙2）により貸付を受けるものとする。
- (2) 契約期間の途中で内容に変更があった場合は、当初契約に準じて変更契約を交わすものとする。

5 貸付機器の管理、貸付契約手続き

農林水産部森林整備課が行うものとする。

6 その他留意事項

(1) 使用料

無償とする。

(2) 借受人が負担する物

- 1) 燃料
- 2) ドリル

(3) 貸付機器を利用する事業の設計積算

機器の使用料は無償であるため、損料等を計上しないこと。

物品借受申請書

秋田県知事

借受人
住所
名称

印

下記の物品を貸し付けてくださるようお願いいたします。

貸付を受けようとする 物品の名称	
数 量	
規 格	
使用目的	
使用場所	
借受を必要とする理由	
借受希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他	

※規定3(2)の2)に該当する者は、県又は市町村等との事業契約書の写しを添付すること。
※燃料、ドリルは借受人が負担するものとする。

物品無償貸付契約書

貸付人 秋田県知事 (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。) との間において、下記条項により物品の無償貸付契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対してナラ枯れ防除の円滑な推進のため、背負式動力枝打機 (以下「貸付物品」という。) を無償で貸し付けるものとする。

(貸付物品)

第2条 甲が乙に貸し付ける物品は別紙のとおりとする。

(期間)

第3条 使用貸付の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第4条 乙はこの契約により生ずる権利を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を転貸してはならない。

(貸付物件の管理)

第5条 乙は貸付物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 貸付物品の維持管理上必要な経費については乙が負担するものとする。

(使用上の制限等)

第6条 乙は貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

3 乙は貸付物品を亡失又はき損が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を現状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。

(調査権)

第7条 甲は貸付物品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、職員をして、その実態を調査させることができる。

2 甲は前項による実態調査についての報告若しくは、資料の提出を乙に対して求めることができる。

(解除)

第8条 甲は次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲において貸付物品を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき

(2) 乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき

(3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 貸付人 秋田県知事

乙 借受人